

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政

## 令案要綱

第一 電子証明書の発行の申請において、住所地市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長以外の市町村長並びに領事官がとる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置は、申請者が当該申請者から提示又は提出を受けた書類に係る者であることを確認することとする。 (第一条の二等関係)

第二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 この政令は、令和六年五月二十七日から施行するものとする。 (附則関係)